

B. 当事者の権利

第5条

(a) 個人のゲノムに影響を与える研究、治療又は診断は、それに伴う潜在的な危険や利益の厳格な事前評価の後にのみ、国内法上のその他の要件に従って、着手することができる。

(b) あらゆる場合において、当事者から事前の、自由意志による、説明に基づく同意を得なければならない。当事者が同意を与え得る状況にない場合には、当事者の最善の利益に沿って、法の定める方法で同意又は許可を得なければならない。

(c) 遺伝子検査の結果やそれに由来する結果に関する説明を受けるか否かを決定する各人の権利は、尊重されるべきである。

(d) 研究の場合には、さらに、関連する国内的及び国際的な研究の基準又は指針に従って、事前審査のために研究計画調書を提出しなければならない。

(e) 法律上同意能力を持たない者の場合には、その者のゲノムに影響を与える研究は、法の定める許可が得られ、かつ法の定める保護条件が満たされている場合に限り、その者の直接の健康上の利益のためにのみ行うことができる。直接の健康上の利益が期待されない研究は、最大限の抑制をもって、その者のさらされる危険及び負担を最小限度にとどめ、その研究が同年齢層又は同じ遺伝的状态にある他の人々の健康上の利益に貢献することが意図されている場合に、法の定める条件を満たしている場合に限り、かつそのような研究が個人の人権の保護と両立し得ることを条件に、例外的に着手することができる。



- ヒトのDNAを本人の同意無く改変してはいけない
- ユネスコ「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」[4]
- 「生物多様性に関するカルタヘナ議定書」という国際条約
- DNA断片がLNP(脂質ナノ粒子)に包まれ容易にゲノム導入が可能

図 3-1-4: mRNAがDNAで汚染されると何が問題なのか？